

インターネット請求事業所のみなさまへ

「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書等送達票」 の取扱いについて

令和5年5月26日

現在、介護事業所のみなさまからインターネット請求時にFAXで提出いただいている「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書等送達票」（以下「送達票」）の取扱いについて、介護事業所の事務負担軽減と本会のデジタル化に向けた取組の一環として、令和5年6月以降、送達票の提出を不要といたします。

- つきましては、インターネット請求によるデータ送信後は必ず送信結果を受信いただき、送信データが到達していることをご確認ください。
（ファイル数・ファイル名・明細件数に誤りがないか、ご確認ください。）
 - 一旦送信したデータを取り消して、正しいデータを再度送信する場合は、取消電文送信後の状態が「取消完了」となっていることを確認してください。「取消完了」が正常に終了する前にデータを送信してしまうと、再送信した訂正後のデータがエラーとなりますので、ご注意ください。
- ※ 送信結果の表示・詳しい操作方法については、ご利用の伝送ソフトの取扱説明書等をご確認ください。
- 電子媒体（CD-R）により請求データを提出する場合は、「送達票」（令和5年6月から様式を「介護給付費等請求媒体送付書」に変更）の提出はこれまでどおり必須となりますので、よろしく願いいたします。

宮城県国民健康保険団体連合会
介護保険課 審査係

TEL: 022-222-7079

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp>